

# 青森県報

第三百七十二号

令和三年  
十月十三日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 喀痰吸引等業務の登録……………(高齢福祉保険課) ……一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……一
- 道路の供用の開始……………(道路課) ……二

### 公 告

- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………(総務学事課) ……二
- ノート型パーソナルコンピュータの購入に係る一般競争入札……………(会計管理課) ……二
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地民局) ……四
- 右……………(三八地民局) ……四
- 右……………(同) ……四
- 右……………(上北地民局) ……五
- 右……………(同) ……五
- 土地改良区の定款変更の認可……………(中南地民局) ……五
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(西北地民局) ……五

### 出先機関

## 告 示

### 青森県告示第六百八十六号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和三年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇二五〇 一五五	令和 三・一〇・ 五	社会福祉 法人藤聖 母園	青森市奥 三丁目一 野七	特別養護 老人ホーム 弘前大 清水ホ一	弘前市大 字清原四 丁目九の 二	令和 三・一〇・ 五	介護老人 福祉施設
〇二五〇 一五七	〃	社会福祉 法人藤聖 母園	青森市奥 三丁目一 野七	特別養護 老人ホーム 弘前大 清水ホ一	弘前市大 字清原四 丁目九の 二	〃	短期入所 生活介護
〇二五〇 一五八	〃	社会福祉 法人藤聖 母園	青森市奥 三丁目一 野七	特別養護 老人ホーム 弘前大 清水ホ一	弘前市大 字清原四 丁目九の 二	〃	介護予防 短期入所 生活介護

### 青森県告示第六百八十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和三年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

合同会社ミ ノリサイク ル	黒石市大字山形 一町一三二の一の 所 在 地	主たる事務所の 地	指定障害福祉サービ ス 業 者
就労継続 支援A型	黒石市大字山形 一町一三二の一の 所 在 地	障害福祉 サービ ス	障害福祉サービ ス事業を 行 う 事 業 所
ミ ノ リ サイ ク ル A 型	黒石市大字山形 一町一三二の一の 所 在 地	名 称 所 在 地	障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 を 行 う 事 業 所
令和 三・〇・三			廃 止 年 月 日

青森県告示第六百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和三年十一月十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和三年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道後平馬屋尻線	上北郡七戸町字五庵ノ下三六五の一から 上北郡七戸町字五庵ノ下四〇一の四まで	令和 三・〇・三

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

令和三年七月から同年九月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

令和三年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

ノート型パーソナルコンピュータの購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

令和三年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

1 次に掲げる物品（以下「調達物品」という。）の購入とする。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の適用を受ける。

ノート型パーソナルコンピュータ 四百九十五台

二 納入期限

令和四年三月十八日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和三年二月十日青森県告示第八十二号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に

知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。  
5 調達物品又はこれと同一の種類の物品について納入実績があることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、令和三年十一月二日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一  
青森県出納局会計管理課物品調達グループ  
電話 〇一七―七三四―九〇七八

4 提出部数 二部

六 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一  
青森県出納局会計管理課物品調達グループ  
電話 〇一七―七三四―九〇七八

七 入開札の日時及び場所

1 日時  
令和三年十一月二十六日(時間は、入札説明書による。)

2 場所

青森市長島一丁目の一  
青森県庁舎 会計管理課入札室  
入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第五百九条の規定による。

十 契約の取り交わしの時期

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。  
2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされると判断された製品に係る入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書(ただし、第四条第八項及び第六条(B)を除く。)を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨  
2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

I Nature and quantity of the products  
to be purchased:

Notebook Computer: Quantity 495

2 Time limit for tender:  
26 November, 2021

(Please refer to the bid manual for the start time.)

3 Contact Point for the notice:

Accounts Management Division  
Accounting Bureau

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9078

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 双葉TK株式会社

二 代表者の氏名 高田恵美子

三 主たる営業所の所在地 青森市大字油川字千刈七七

四 許可番号 青森県知事許可（般一三〇）第一〇〇九三六号

五 取消年月日 令和三年九月八日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年五月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社TR環境システム

二 代表者の氏名 谷川貴樹

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字河原木字八太郎山一〇の四二六

四 許可番号 青森県知事許可（般一三）第三〇〇七七九号

五 取消年月日 令和三年九月七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年八月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社村下建設工業

二 代表者の氏名 村下政拓

三 主たる営業所の所在地 三戸郡新郷村大字戸来字金ヶ沢尻一五の一

四 許可番号 青森県知事許可(般―三)第二〇〇四号

五 取消年月日 令和三年九月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年九月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 前山建設

二 氏名 前山英憲

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字相坂字白上二四八の一六一

四 許可番号 青森県知事許可(般―二)第一五七七八号

五 取消年月日 令和三年九月九日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、浅瀬石川土地改良区の定款の変更を令和三年十月四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和三年十月十三日

中南地域県民局長 前 多 正 博

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、赤石川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和三年十月十三日

西北地域県民局長 畑 内 圭 一

区別	役員の氏名	住 所	就任及び退任の年月日
監事	佐藤 清徳	西津軽郡鰹ヶ沢町大字種里町字有原一五〇	令和三年九月二九日就任
〃	今 一	熊ヶ沢二三	〃
〃	兼平 文明	大字南金沢町字平塚一四五の二	〃
〃	佐藤 昭司	大字種里町字有原二六五	〃
〃	佐藤 清徳	大字種里町字有原一五〇	三年九月二六日退任
〃	今 一	大字姥袋町字霜坂	〃
〃		熊ヶ沢二三	〃
〃		大字姥袋町字霜坂	〃

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円